

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月6日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

佐賀県人事委員会規則第23号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																																																												
(医療職給料表の適用を受ける者に係る基準)	(医療職給料表の適用を受ける者に係る基準)																																																												
<p>第46条 学校職員給与条例第5条第1項第4号に掲げる医療職給料表の適用を受ける者の初任給、昇格、昇給等の基準については、県職員給与条例第3条第1項第4号に掲げる医療職給料表(二)の適用を受ける栄養士である職員の例による。</p> <p>(医療職給料表(二)の適用範囲)</p> <p>第48条 県職員給与条例別表第4のイの表に規定する人事委員会規則で定めるものは、次の表に掲げる職員とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師及び准看護師</p> </div> <p>別表第13(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">医療職給料表(二) 級別資格基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th rowspan="2">学歴 免許 等</th> <th colspan="6">職務の級</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="6"></td> </tr> </tbody> </table>	職種	学歴 免許 等	職務の級						1級	2級	3級	4級	5級	6級	略									略							<p>第46条 学校職員給与条例第5条第1項第4号に掲げる医療職給料表の適用を受ける者の初任給、昇格、昇給等の基準については、県職員給与条例第3条第1項第4号に掲げる医療職給料表(二)の適用を受ける<u>管理栄養士及び</u>栄養士である職員の例による。</p> <p>(医療職給料表(二)の適用範囲)</p> <p>第48条 県職員給与条例別表第4のイの表に規定する人事委員会規則で定めるものは、次の表に掲げる職員とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>薬剤師、獣医師、<u>管理栄養士</u>、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師及び准看護師</p> </div> <p>別表第13(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">医療職給料表(二) 級別資格基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th rowspan="2">学歴 免許 等</th> <th colspan="6">職務の級</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>管 理</u> <u>栄 養</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="6"></td> </tr> </tbody> </table>	職種	学歴 免許 等	職務の級						1級	2級	3級	4級	5級	6級	略								<u>管 理</u> <u>栄 養</u>	略						
職種			学歴 免許 等	職務の級																																																									
	1級	2級		3級	4級	5級	6級																																																						
略																																																													
	略																																																												
職種	学歴 免許 等	職務の級																																																											
		1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																						
略																																																													
<u>管 理</u> <u>栄 養</u>	略																																																												

改正前				改正後							
栄養士				士 栄養士							
略				略							
歯科衛生士	短大 3卒	略		大学 卒			5	3	3	別に 定め る	
						0	5	8	11		
	略		略		短大 3卒	略					
略				略							
備考				備考							
<p>1 薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師及び准看護師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。</p>				<p>1 薬剤師、獣医師、<u>管理栄養士</u>、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師及び准看護師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。</p>							
2～5 略				2～5 略							
別表第24（第12条関係）				別表第24（第12条関係）							
医療職給料表（二）初任給基準表				医療職給料表（二）初任給基準表							
職種	学歴免許等		初任給	職種	学歴免許等			初任給			
略				略							
		略		管理栄養士	略						

改正前			改正後		
栄養士			栄養士		
略			略		
歯科衛生士	短大3卒	略	歯科衛生士	大学卒	2級1号給
	略			短大3卒	略
				略	
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。